

最近における主な歴史的風土保存関係の施策の状況

平成13年7月

歴史的風土保存区域の拡大

鎌倉市に隣接する逗子市を含め、鎌倉市歴史的風土保存区域を拡大。

- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令に「逗子市」を加える政令の一部改正
- ・ 鎌倉市歴史的風土保存区域の変更
- ・ 鎌倉市歴史的風土保存計画の変更

明日香村における施策の拡充等

明日香村における歴史的風土の保全・活用を図るため、平成12年度予算措置等において施策を拡充。

1. 新たな明日香村整備計画推進のための施策の充実

(1) 国の負担又は補助の割合の特例の拡充・延長

期間の延長

平成21年度末まで10年間延長（明日香法の一部改正）

特定事業の対象の拡大

補助率嵩上げの対象となる特定事業の対象事業の追加（明日香法施行令の一部改正）

(2) 地方財政措置の充実

国の補助負担割合の特例の対象となる事業に係る明日香村の財政負担について、新たに特別交付税措置。

2. 歴史的風土の創造的活用を図る事業の支援

明日香村の歴史的風土の創造的活用を図る事業を支援するため、明日香村に1億円の交付金を交付。（明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金創設）

3. 国営飛鳥歴史公園の区域拡充

国営飛鳥歴史公園においてキトラ古墳周辺に新たな地区を設定。

明日香村整備基本方針の決定、明日香村整備計画の作成

古都保存事業の対象施設の拡充

古都保存事業に、歴史的風土の適正な保存と利用を図るため、必要な施設として、「水質保全のための水辺周辺施設」を追加。